

第 225 回新潟県都市計画審議会

議 事 録

- 1 日 時 令和 8 年 1 月 29 日 (木)
午後 1 時 30 分から
- 2 場 所 新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県自治会館別館 9 階 ゆきつばき
- 3 出席委員 江 端 美 春
岡 崎 篤 行
小 瀬 知 洋
斎 藤 和 子
西 村 愛
細 野 希
松 川 寿 也
滝 澤 依 子 (代理 横 山 晴 章)
高 松 諭 (代理 櫻 井 直 樹)
佐 橋 真 人 (代理 菅 原 幸 三)
植 野 栄 治 (代理 安 實 実)
高 橋 直 揮
与 口 善 之
高 見 美 加
小 山 大 志
牧 田 正 樹
齋 藤 秀 雄

17 名 / 委員総数 21 名

(開会 午後 1 時 30 分)

事務局

- ・開会
- ・定足数の確認
- ・委員の紹介
- ・会長選出

会長

皆さんこんにちは。引き続きになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、審議に入る前に、会長の職務代理者を決めたいと思います。

審議会条例第 4 条第 3 項の規定によりまして、会長があらかじめ指名することとなっておりまして、私から指名させていただきます。

環境が御専門で、改選前にも職務代理者を務めていただいていた、小瀬委員に引き続きお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

続いて、軽易な議案等処理するための常務委員会の委員についてです。

審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、私から指名させていただきます。

学識経験者の委員から小瀬委員、松川委員、斎藤委員、関係行政機関の委員から高松委員、植野委員、県議会議員の委員から高橋委員、市町村議会議長代表者の委員から池田委員の 7 名に、常務委員会の委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

なお、池田委員は本日欠席ということですので、今回、常務委員に選出されたことについて、事務局から委員に伝達をお願いします。

また、常務委員会の委員長は、審議会運営規程第 2 条第 2 項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。これまでの審議会委員の経験と、改選前に委員長を務めておられた、小瀬委員を私から推薦したいと思います。いかがでしょうか。

・・・(異議なし)・・・

ありがとうございます。それでは異議なしということで、小瀬委員に常務委員会の委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

なお、常務委員会の委員長の職務代理者についてですが、審議会運営規程第 2 条第 4 項の規定により、委員長があらかじめ指名することとなっておりますので、小瀬委員から指名していただきたいと思ひます。

委員長

それでは、都市計画が御専門で、改選前にも職務代理者を務めておられました、松川委員をお願いしたいと思います。

会長

これをもちまして、審議会及び常務委員会における新たな役職が全て決まりました。ありがとうございました。

続きまして、本日の議事録署名委員ですけれども、今回は、細野委員と与口委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

本日は、付議案件 1 件、意見照会案件 1 件、報告案件 1 件です。

まず、付議案件の第 1 号議案について、事務局から御説明をお願いします。

事務局

それでは、事務局より説明いたします。

議案書の 1 - 1 ページをお開きください。

第 1 号議案、「十日町都市計画道路の変更（新潟県決定）」について御説明いたします。スクリーンを御覧ください。

今回の十日町都市計画道路の変更に関する内容は、大きくこちらの 2 点となります。1 つ目に長期未着手都市計画道路の見直し検討を踏まえた変更、2 つ目に国道 253 号十日町橋架け替え事業計画を踏まえた変更、以上の 2 点を軸に御説明いたします。

本日は、十日町都市計画道路の変更に関して、まず最初に、都市計画の現況について、その後、今ほど申し上げました主な変更内容の 2 点について具体的変更内容及びその理由、最後に、都市計画手続きの状況について、御説明いたします。

それでは、「1. 都市計画の現況」について御説明します。

こちらは、十日町都市計画区域の位置図となります。赤囲みの十日町市内には、十日町都市計画区域と川西都市計画区域の 2 つの都市計画区域があります。

こちらは、今ほどの位置図を拡大したものです。今回の変更は、青囲みでお示しする十日町都市計画区域の中に位置する都市計画道路について変更するものです。

なお、以降の説明におきましては、点線でお示しする JR 十日町駅を中心とした旧十日町市内のエリアについて、「十日町市街地」の呼称を用いて御説明いたします。

こちらは、十日町市街地周辺の主な交通網を示したものになります。

道路については、市街地を南北に縦断する形で国道 117 号が配置されており、小千谷市及び津南町への主要なルートとなっております。また、市街地を東西に横断する形で国道 253 号が配置されており、上越市及び南魚沼市への主要なルートとなっております。

鉄道については、市街地の南北方向に JR 飯山線、東西方向に北越急行ほくほく線が配置されております。

続きまして、十日町都市計画区域における十日町都市計画道路の状況について御説明します。なお、こちらの図は、左側が北、右側が南となっております。

十日町都市計画道路は、現在 19 路線、延長 31 キロメートルが都市計画決定されています。国道 117 号や国道 253 号にかかっている都市計画道路を骨組みとして、十日町市街地内の道路ネットワークが構築されております。

こちらは、十日町都市計画道路全 19 路線の現在の整備状況となります。黒二重線の区間は完成済み、赤二重線の区間は未整備となっております。

続いて、「2. 変更の内容及び理由」について御説明します。

まず、十日町都市計画道路に関する現在までの変更の経緯を御説明します。

十日町都市計画道路、全 19 路線に対して、平成 29 年に長期未着手都市計画道路の見直し検討に着手し、見直し対象路線を選定いたしました。その後、令和 4 年から 5 年にかけて、現在の十日町橋の架け替えルートの見直しを行っております。

今回は、これらの検討により見直しが必要となった 10 路線について、検証結果に基づき変更を行うものでございます。なお、10 路線のうち赤着色の 3 路線は県決定、グレー着色の 7 路線は市決定の案件となります。

こちらは、今回変更する県決定 3 路線及び市決定 7 路線の計 10 路線についての位置を示したものととなります。

こちらは、今回変更する県及び市決定の全路線を一覧にしたものです。各路線の主な変更内容は、記載のとおりです。

本日の審議会では、県決定の 3 路線について御審議いただくこととなりますので、市決定の 7 路線に関する説明は省略させていただきます。なお、市決定路線については、十日町市で都市計画手続きを進めており、昨日 28 日に開催された「十日町市都市計画審議会」において、「変更することが適当」と答申されております。

ここからは、今回の変更対象路線のうち、本日御審議いただく県決定 3 路線について御説明いたします。

こちらは、位置図となります。十日町市街地内にある 3 路線に関して都市計画変更を行います。

こちらは、今回の都市計画道路の変更に関する総括図となります。図の上が北側、下が南側となっております。今回の変更対象である県決定の 3 路線のみをお示しております。

こちらは、今回県決定する 3 路線の変更内容について一覧にしたものです。

冒頭で御説明したとおり、今回の都市計画道路の変更は、「長期未着手都市計画道路の見直し」に関するものと、「国道 253 号十日町橋架け替え計画」に関するものの 2 種類です。

各路線をテーマごとに区別すると、十日町橋架け替え計画には「3・4・3 号高田町南線」と「3・4・5 号高田町通り線」が該当し、長期未着手都市計画道路の見直しは「3・4・13 号本町通り線」がそれぞれ関係します。なお、各路線の呼び方について、本説明では便宜上、「①高田町南線」、「②高田町通り線」、「③本町通り線」と読ませていただきます。

では以降のスライドにて、各変更テーマごとに変更の内容を御説明させていただきます。

初めに、長期未着手都市計画道路の見直しに係る変更内容について御説明します。

まず、長期未着手都市計画道路見直しの実施に至った背景及び見直しの取組を御説明します。

都市計画道路の多くは、高度経済成長期における人口や交通量の増加及び市街地の拡大を前提として都市計画に定められてきましたが、近年では、人口や交通量が減少傾向に転じるなど、社会情勢は大きく変化しております。これにより、長期にわたり整備が未着手となっている都市計画道路の中には、その必要性が変化している道路も存在しているため、見直しが必要となっております。

国の「都市計画運用指針」において、適時適切な見直しが望ましいとされており、本県では、「都市計画道路見直しガイドライン」に基づき、市町村と連携して見直しの取組を進めております。

こちらは、都市計画道路の見直しの流れになります。

見直しは、都市の将来像を踏まえ、「見直し候補路線（案）」を選定します。その後、人口減少などの社会情勢の変化を踏まえ、道路ネットワーク、住民の合意形成などの観点から検証を実施します。検証の結果、変更や廃止を行う路線につきましては、都市計画変更の手続きを進めていきます。

続いて、本町通り線の概況について御説明します。

本町通り線は、一般国道 117 号に当たる路線であり、十日町の中心市街地を南北に縦断する延長約 5.3 キロメートルの幹線街路となっております。今回主に変更する区間は、図の「今回変更区間」としている、起点から 1.8 キロメートルの区間となります。

本町通り線の現計画としては、延長 5,330 メートル、計画幅員は 18 メートルとなっております。幅員の内訳としては、3.5 メートルの歩道、2.25 メートルの路肩、3.25 メートルの車道が、道路の中心を挟んで、それぞれ両側にございます。

本路線が最初に都市計画決定されたのは昭和 33 年、その後、最新の変更は平成 7 年に実施されております。

本町通り線につきましては、今ほど御説明した現計画に対し、赤の「長期未着手都市計画道路の見直し」と緑の「今後の歩道整備に関する検討」の 2 つの観点から検討を行った上で、今回、都市計画の変更を行うものとなります。都市計画変更手続きの完了後は、今回の変更に基づいて、道路の整備を進めるべく事業化を目指すこととしております。

今回の都市計画変更について、本町通り線の主な変更内容は、歩道計画の見直しによる幅員の変更となります。変更要素としては、両側歩道の計画を片側へ変更するもの、歩道の幅員を 3.5 メートルから 2.5 メートルへ変更するもの、この 2 点の変更となります。

本町通り線の変更内容の説明に当たっては、こちらの図のとおり、路線を3区間に分割して整理させていただきました。図は、下が起点側、上が終点側となります。

まず、一番上の「現計画継続区間」は、都市計画道路山本高山線から終点までの間のことを指します。ここについては、現在の計画幅員18.0メートルから変更ございません。

次に、上から2つ目の「変更区間1」は、市道内後城之古線から都市計画道路山本高山線までの、延長にして約1.1キロメートルの間のことを指します。この区間については幅員の変更を行います。

最後に、一番下の「変更区間2」は、起点から市道内後城之古線までの、延長にして約0.7キロメートルの間のことを指します。ここについても幅員の変更を行います。

なお、変更区間1と変更区間2は、都市計画決定から20年以上が経過した長期未着手の区間となっております。

それでは初めに、区間1について路線の現況を御説明します。

区間1は、十日町市街地内の南側に位置しており、行政施設や学校等の主要な公共施設が多数立地する場所にあります。これらの公共施設は、主に道路の西側に多く立地しています。

こちらは、区間1の代表写真となります。

現道は、幅員11メートルで歩道のない2車線の道路となっております。今回の都市計画変更では、幅員18.0メートルの現計画を幅員14.5メートルに変更します。

続いて、区間2について、路線の現況をご説明します。

区間2は、十日町市街地の南端に位置しております。主要な公共施設は、本区間より北側に多く立地しております。

こちらは、区間2の代表写真となります。

現道は、区間1と同様に、幅員11メートルで歩道のない2車線の道路となっております。今回の都市計画変更では、幅員18.0メートルの現計画を幅員13.5メートルに変更いたします。

次に、変更内容について詳しく御説明させていただきます。

まず初めに、幅員の変更について御説明します。

幅員の変更を行う要素は、大きく2つです。

まず、「【1】歩道計画の見直し」により、両側歩道から片側歩道へ変更します。

続いて、「【2】歩道幅員の見直し」により、区間2のみ歩道幅員を3.5メートルから2.5メートルへ変更します。

この図のとおり、2つの変更要素に対し変更理由は3つございますが、すべて本町通り線周辺の土地利用状況を踏まえた変更理由となっております。

それでは、変更理由ごとに内容を御説明します。

まず初めに、変更理由「【A】歩行者の通行形態」についてです。

本町通り線のうち今回幅員変更を行う区間の周辺は、病院や学校、市役所等の重要な公共施設が数多く立地する市街地となっておりますが、これらの施設の多くは、本町通り線の西側に立地しております。また、図で着色のある用途地域の広がり方を見ても、主な市街地は本町通り線の西側であり、東側には広がりが見られません。

これらのことから、この区間の歩行者の通行は、道路の西側がメインとなります。

そのため、今回の幅員変更区間におきまして、両側歩道の計画を西側の片側のみの計画に変更することとしました。

続いて、変更理由「【B】東側沿線の地形」について御説明します。

本町通り線の一部区間においては、道路の東側に傾斜地が近接している箇所があります。例えば、下の写真は区間2のものですが、東側の道路際まで法面が近接しております。道路と背後の住宅の間に高低差があるため、この写真箇所においては、道路東側沿線の住民の方は本町通り線へ直接アクセスができない状態であり、もし歩道が整備されたとしても利便性が低い区間となります。

このような現状の道路利用状況を踏まえると、道路東側の歩道整備のニーズは少ないものと見込まれます。

このことから、今回の変更において、両側歩道の計画を西側の片側のみの歩道計画に変更いたします。

最後に、変更理由「【C】沿線市街地の状況」について御説明します。

今回の変更においては、本町通り線の区間2のみ歩道の幅員を変更いたします。

区間2は、他の区間と比べると、丸で囲ったとおり、沿線市街地の広がりが限定的であることから歩行者量も相対的に少なくなります。また、この区間の沿線では、今後新たな開発に伴う歩行者の増加は見込まれないものと考えられます。

このことから、本町通り線の区間2において、歩道幅員を3.5メートルから2.5メートルへ変更します。

ここまでの、本町通り線の主な変更内容である幅員の変更についての御説明となります。

続いて、本町通り線においては、幅員の変更のほかに2つの変更項目がございますので、そちらについて御説明します。

まず、「交差点部の隅切形状の変更」についてです。

本町通り線に接続する都市計画道路のうち、今回、市決定にて一部区間が廃止となる路線が2路線ございます。その2路線の廃止に伴い、本町通り線との交差点部の形状が変わることから、右の図の黄色着色箇所において、本町通り線の道路区域を廃止することといたします。

次に、本町通り線の変更項目の最後として、「車線数の決定」を御説明します。

本町通り線において、現在供用されている車線数は、「2」となっております。また、将来の自動車交通量の推計により、現在の車線数にて交通処理上の支障が見られないとの検証結果が出ました。

については、今回新たに車線数を「2」に決定いたします。

ここまでの本町通り線に関する説明の総括といたしまして、本路線の変更内容は、こちらの表にまとめたとおりです。

主な変更として、沿線の土地利用などの検証結果を踏まえて、計画幅員を変更するものになります。

以上で、長期未着手都市計画道路の見直し検討を踏まえた変更に関する説明を終わります。

続きまして、変更要素の2つ目である、国道253号十日町橋架け替え計画を踏まえた変更内容について御説明します。

まず初めに、十日町橋架け替え計画について御説明します。

一般国道253号の十日町橋は、十日町市街地の西側を流れる信濃川を渡河するものです。一般国道253号は、十日町市と上越市を結ぶ重要な路線であり、周辺市町村を結ぶ広域ネットワークにおいても、必要不可欠な路線となっております。

現在の十日町橋は、昭和27年の架橋から70年以上が経過しており、老朽化が進行していることから、架け替えが必要となっております。

新潟県十日町地域整備部では、平成30年度から架け替えに向けた調査等に着手、その後、関係機関との協議を踏まえて、十日町橋の架け替え計画位置を決定したところです。架け替え位置としては、現道の上流側を予定しており、この架け替え計画に伴い、橋に接続している都市計画道路の線形を変更いたします。

続いて、十日町橋架け替えに係る都市計画道路の変更の方針について御説明します。

①高田町南線及び②高田町通り線は、今後実施予定の十日町橋の架け替えに係る道路整備事業の観点から検討を行った上で、今回、都市計画の変更を行うものとなります。計画変更後は、架け替え事業の実施に向けて、取り組むこととなります。

十日町橋の架け替えに関連する変更対象路線について、概要を説明いたします。

図の下側、赤及び黒の線で示しておりますのが、①高田町南線となります。当路線は、全区間の整備が完了しており、現在、国道253号として供用されております。②高田町通り線については、終点において①高田町南線に接続しています。

ここからは、変更する都市計画道路2路線について、具体的変更内容を御説明します。

まず、①高田町南線について、この路線の現計画は、画面の黄色着色で示すとおり、現在の十日町橋に合わせた道路線形となっております。今後の架け替えが見込まれる十日町橋と道路線形の整合を図るため、橋が上流側へ移動するのに併せて、図の赤着色で示すとおり、道路の線形を上流側に変更いたします。

②の高田町通り線については、今ほど御説明しました①高田町南線の線形変更に伴い、交差点形状が変更となることから、今回、交差点部の隅切り形状の変更を行うものとなります。

①高田町南線について、変更前後の変化は写真で示すとこのようになります。橋の架け替え位置との整合を図られるよう道路の線形を変更いたします。

次に、②高田町通り線の変更前後の変化は、写真に示すとおりとなります。この路線は、先ほど御説明した①高田町南線の線形変更に伴い、交差点形状を変更するものです。

以上が、高田町南線及び高田町通り線の主な変更内容に関する説明となります。

次に、道路線形の変更のほかにも、今回変更する項目がありますので、御説明いたします。

まずは、幅員の変更についてです。

②高田町通り線については、現計画では計画幅員を16メートルとして都市計画決定しております。しかし、区間ごとに計画幅員が異なる路線であることから、幅員の表記をそれに合わせる形で「15～16m」へ変更いたします。

次に、車線数の決定についてです。

①高田町南線及び②高田町通り線の両路線について、現況及び将来の交通量を踏まえ、車線数を「2」に決定いたします。

ここまでの説明の総括として、国道253号十日町橋架け替え計画に関する都市計画道路の変更内容をまとめます。

まず、①高田町南線については、主たる変更として、橋の架け替えに伴い、道路の線形を変更いたします。

続いて、②高田町通り線の変更内容は表のとおりです。

主たる変更として、①高田町南線の線形変更に伴い、交差点部の隅切り形状を変更いたします。

以上で、十日町橋架け替え計画を踏まえた変更に関する説明を終わります。

最後に、「3. 都市計画手続きの状況」について御説明します。

今回の都市計画変更に当たり、地元へ説明を行った上で、昨年9月に都市計画の変更素案につきまして縦覧を行いました。素案の縦覧期間中に行った素案説明会では、19名の方からご参加いただきました。

なお、9月に実施した素案の縦覧において、公述の申出が1件ありましたので、都市計画法に基づき、10月14日に公聴会を開催いたしました。

これより、公聴会の詳細について御説明いたします。

公聴会とは、右側の図にお示しするとおり、素案縦覧の際に公述の申出があった場合に開催するものであり、上の赤着色で示した部分となります。

公聴会の開催後は、公述意見に対する見解書を県ホームページ等で公開するとともに、公述人にも送付いたしました。

今回、公述人は1名で、公述意見の内容としては、本町通り線に対するものでございました。

公述意見の要旨については、こちらにお示しします。意見の内容としては、「今回の都市計画道路の変更に賛成する」ものであること、しかし、「本町通り線の危険性除去は喫緊の課題であるため、早期の歩道設置を希望する」との御意見をいただきました。

こちらは、公述意見に関する現地の状況となります。公述意見にて述べられている「山本町4丁目」は、本町通り線の変更区間1に位置しております。

道路沿いには家屋が連なっており、人通りもある区間ですが、「急こう配かつ急カーブの区間であるため、非常に危険な場所である」との御意見をいただきました。

いただいた公述意見に対する県の見解としては、まず、公述人から計画変更について賛同をいただいておりますので、今回提案した素案にて引き続き都市計画の変更手続きを進めることとします。

次に、歩道設置に関する要望内容については、事業主体である新潟県十日町地域整備部へ伝えることとします。

この2点を県の見解として、公述人へ示すとともに県ホームページ等で公表しております。

公聴会開催後の手続きについて御説明いたします。

1月6日から2週間、変更案につきまして縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。また、関係市町村である十日町市に対して、都市計画案の意見照会を行ったところ、異存ない旨回答を得ております。

以上で、第1号議案、十日町都市計画道路の変更につきまして説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

それではただいまの説明に関して、オンラインで参加の委員の方も含めまして、質問、意見がありましたらお願いします。

委員

1点だけ確認させていただきたいと思います。

御説明いただいたスライドの17、18辺りになると思うんですが、道路構造や交通計画の専門じゃないので、不勉強のまま質問する形で非常に申し訳ないんですけども、都市計画道路の見直しは、「新潟県都市計画道路見直しガイドライン」に従って行っているかと思うのですが、幅員の見直しとか交差点の改良、見直しとか、そういったものは、交通量とか交通ネットワークとか、18のスライドにもいろいろ書いてあるんですけども、その点を総合的に勘案して、見直し案を出されるかと思えます。

昨日の会議（十日町市都市計画審議会）に私も出ていたので、その辺の肌感で話しますと、昨日まさにその通りで雪がたくさん降っていましたが、気象条件とか豪雪時の雪の堆積とか、そういったものを考慮した上で、見直し案というものはシミュレーションなども行っていると思うんですけども、実際に、気象条件とか雪の条件とかそういったものが加味、検証されて、この見直し案というのが出てきているのかどうかという点だけ確認させていただきたいと思います。

会長

はい、事務局からお願いします。

事務局

それでは事務局の方から回答させていただきます。

委員から御質問がありました雪の状況を加味しているかということですが、スライド20の計画幅員について、元々の幅員であり、2.25メートルの部分が路肩になるんですけども、こちらの路肩に関しては、雪の堆雪帯の幅も計算して確保した上で、この2.25メートルの部分、あるいは歩道の3.5メートルの車道側の部分などを使って、十日町の雪について堆雪が確保されるという検証を行っているところです。

具体にはこれからスライドを出させていただきますけれども、このように、一次堆雪帯又は流雪溝ということで、一時堆雪帯のところに、いわゆる車道除雪をして雪をためるといった形の部分を確保して、また、雪がたくさん降ってくるということになりますと、排雪ということで、トラック等で雪を積んで雪捨て場の方に持っていくということになります。それまでの間の堆雪幅は確保させていただいております。

そういったことを踏まえて検討した幅員ということになります。

委員

ありがとうございます。

昨日の会議で、交差点の辺りでどうのこうのと言われていましたが、機械除雪でも十分対応できると。その上での都市計画道路の見直し案であるということが、審議会の中で、委員の皆様にも浸透していくといいのかなというところでコメントさせていただきました。

事務局

はい、ありがとうございます。

会長

ほかにいかがでしょうか。オンラインの方は大丈夫でしょうか。

特にないようでしたら、第1号議案は「変更することが適当である」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

・・・(異議なし)・・・

はい、ありがとうございます。

では続きまして、意見照会第1号について事務局から御説明願います。

事務局

それでは、本日の意見照会第1号の「地域未来投資促進法等を活用した開発における都市計画の基本的な考え方（案）」について御説明いたします。

お手元に配付しております議案書のページ、意見1-1、並びに参考資料3とあわせて御覧ください。

初めに、今回の意見照会の内容について御説明します。

今回意見照会する「地域未来投資促進法等を活用した開発における都市計画の基本的な考え方（案）」は、国内での産業立地の需要の高まりに対し、今後、都市計画区域において、地域未来投資促進法を活用した新たな開発の増加が想定されることから、今後の産業立地の開発に必要な市町村との都市計画に係る調整が円滑に進むよう、県として、今後の開発に当たっての「都市計画の基本的な考え方」を整理し、市町村へ示すことを目的として作成しています。

県が市町村へ示す「都市計画の基本的な考え方」は、本県の今後の都市計画制度の運用に関わる重要な内容と判断されるものであることから、今回、都市計画審議会への意見照会を行うものです。

本日の説明は、「背景」、「課題と対応」、「基本的な考え方」、「今後の予定」の順に御説明します。

それでは、「1. 背景」について御説明します。

初めに、地域未来投資促進法の概要について御説明します。なお、この後の説明では、便宜上「地域未来法」と略して説明させていただきます。

地域未来法は、地域の特性を生かして高い付加価値を生み出し、地域の事業者に対する相当の経済効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的として平成29年に施行されました。

また、地域未来法では、地域経済を牽引する事業や成長性の高い分野へ取り組む地方公共団体の取組を国が支援するため、様々な支援措置が設けられています。

例えば、「規制の特例措置」では、土地利用規制に関する措置として、「市街化調整区域の開発許可の手續きに関する配慮」を受けることで、用途が限定された特定の施設について、市街化調整区域での開発を許可することが認められています。また、令和5年に国の総合経済対策により、支援の対象施設が拡充されています。

次に、地域未来法における支援措置の内容について御説明します。

地域未来法では、法に基づく所定の手續きを経ることにより、様々な支援措置を受けることができます。そのうち、都市計画に関するものは、③の「規制の特例措置等」であり、「土地利用調整に関する配慮」として、農地法では「農地転用許可等の手續きに関する配慮」、都市計画法では「市街化調整区域における開発許可手續きに関する配慮」を受けることができます。

ここで、市街化調整区域の開発許可手續きに関する配慮について御説明いたします。

従来、市街化調整区域は、無秩序な市街地を防止し計画的な市街化を図るため、原則として開発は認めていない区域であります。

しかしながら、地域未来法に基づく所定の手続きを経ることで、開発許可の要件が緩和され、市街化調整区域であっても特定の施設に対しては、開発を原則許可して差し支えないものとなります。

こちらは、開発許可の要件が緩和される対象施設となります。

これまでは、食品関連物流施設や植物工場、コンピュータやデータ通信のための装置の設置など、4項目の施設が対象とされてきました。なお、この4項目の施設は用途が限定的なことから、これまで県内では活用された事例がありませんでした。

しかし、働き方改革の一環の取組として、労働時間が制限されることで物流の輸送能力の低下が懸念されることから、輸送能力の効率化を図るため、高速道路インターチェンジや幹線道路付近の輸送の主要ルートへの物流施設等の整備が求められることとなりました。

この対応として、政府は、総合経済対策の1つとして、「産業立地促進のための土地利用転換の迅速化」に対する措置を令和5年11月に閣議決定し、産業立地促進のための土地利用転換の迅速化の方針を決定しました。

この土地利用転換の迅速化の方針により、先ほどの4項目の対象施設に加え、さらに開発許可手続きに関する配慮の対象となる施設が拡充されました。

産業立地の促進のために必要と認められる区域、つまりは、都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープランの内容に即し、高速道路インターチェンジや幹線道路の周辺において、自治体が定めた区域に立地する工場や物流施設などが、新たに開発許可に関する配慮が受けられることとなりました。

これにより、新たな配慮の対象施設の要件を満たす場合は、規模によらず工場、物流施設の立地が可能となったことから、今後、県内でも地域未来法の活用による開発の増加が想定されるものと考えております。

こちらは、地域未来法の活用による開発のイメージです。

これまでは、産業立地のための新たな開発などにより、市街地を拡大する場合、線引き都市計画区域の市街化調整区域では、市街化調整区域から市街化区域への編入や、地区計画の指定による手法、非線引き都市計画区域では、白地地域における新たな用途地域の指定による手法などの都市計画法の制度を適切に運用し、計画的に開発を誘導してきました。

一方、地域未来法の活用により、都市計画法によらずに市街化調整区域や非線引き都市計画区域の白地地域においても、産業立地に係る新たな開発を行うことが可能となります。

次に、「2. 課題と対応」について御説明します。

総合経済対策により、対象施設がさらに拡充されたことから、今後は、県内でも地域未来法を活用した開発の増加が見込まれるものと考えております。

しかしながら、地域未来法を活用した開発の増加による都市計画への影響や、産業立地に係る開発の迅速化ばかりが主眼となり、都市計画との調整が十分に図られ

なくなるおそれがあるといった課題があり、今後、迅速な産業立地の開発を図るためには、都市計画との円滑な調整が必要となります。

そのため、今後の地域未来法を活用した開発に当たっては、「新潟県都市計画基本方針」や地域未来投資促進法の基本方針などを踏まえた適切な運用が必要であり、その上で都市計画との適切かつ円滑な調整を行う必要があると考えられます。

このことから、県として、「地域未来投資促進法等を活用した開発における都市計画の基本的な考え方」を整理し、市町村へ示すことで、県と市町村の双方で認識の共有を図ることとします。

地域未来法のほかに従来からある産業立地に関わる開発手法として、農村地域への産業の導入を促進するとともに、農業従事者が導入される産業に就業することを目的とした農村産業法があります。

この農村産業法は、地域未来法と同様な制度の立て付けとなっており、非線引き都市計画区域の白地地域において産業立地に係る新たな開発が可能であり、都市計画との調整が必要となることから、「基本的な考え方」の中で、農村産業法についても都市計画との調整に関する事項を整理することとします。

こちらは、「基本的な考え方」の共有イメージとなります。

県は、「基本的な考え方」を市町村へ示すことにより、県及び市町村双方において、産業立地の新たな開発に関係することとなる都市計画担当及び商工担当、農政担当部局の各部署間での考え方の共有を図ることで、地域未来法、農村産業法の手続きにおける都市計画との調整を円滑に進め、迅速な産業立地に係る開発を図りたいと考えています。

この「基本的な考え方」は、地域未来法等を活用した開発に当たり都市計画制度の運用上、配慮すべき内容について、スライドにお示しいたします各法律や各法の基本方針、ガイドラインなどそれぞれに国が示す都市計画に関する留意事項を県が改めて整理したものであり、今後市町村へ通知するものとなります。

次に、「3. 基本的な考え方（案）」について御説明します。

今回、県から市町村へ示す「基本的な考え方」は、地域未来法等を活用した開発に当たり、都市計画の運用上配慮すべき内容について、都市計画の基本的な考え方として、市町村側が理解しやすいように整理したものです。

この「基本的な考え方」の内容、県が「基本的な考え方」を市町村へ示すこととした趣旨や背景、今後の県及び市町村における基本的な考え方の位置付けについて記載することとします。

こちらは、「基本的な考え方」の構成の一覧となります。

今回「基本的な考え方」として整理した内容は、これまでも都市計画区域において新たな市街地を形成する開発の際に、都市計画制度の運用において配慮されてきた事項を、地域未来法や農村産業法の活用に合わせて、改めて整理したものとなります。

このため、新たな考え方や条件を示すものではないことから、今後の地域未来法等を活用した新たな産業用地の開発に支障となるものではございません。

1の「趣旨」、2の「背景」、3の「位置付け」については、これまで御説明してきましたとおりとなります。4、5の「基本的な考え方」については、線引き、非線引きの都市計画区域ごとに、今後の開発に当たっての基本的な考え方を事項別に整理しています。

こちらは、線引き、非線引きの都市計画区域ごとに、各法律の都市計画制度の運用に配慮すべき内容について、事項別に整理した一覧表です。

次のスライドから「基本的な考え方」の内容について御説明いたします。

なお、本日は、考え方として示すこれらの事項のうち、今後の都市計画制度の運用上、特に配慮すべきものと考えられる重要なものである、赤字及び青字のものを主として御説明いたします。

こちらは、線引き都市計画区域の市街化調整区域に関する事項です。

まず最初に、スライドの見方について御説明します。

スライド下の青や緑の四角囲いで示している、地域未来法及び農村産業法に関する記載につきましては、各法律そのものに加え、基本方針やガイドラインを整理して記載しているものとなります。

その整理の中で、地域未来法、農村産業法関係の共通事項として、黄色着色の「(1) 市街化区域内を優先すること」を基本的な考え方として示しております。

これにより、市街化調整区域における無秩序な市街化を抑制していきます。

以降もこのように、関係法令を整理して基本的な考え方としています。

次に、地域未来法関係のみの事項として、「(1) 都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープランとの調和が保たれること」。

ここで、「都市計画区域マスタープラン」とは、都市計画法に規定する法定計画であり、都市計画区域における都市計画の基本的な方針を示すものです。また、「市町村マスタープラン」とは、市町村が定める都市計画の基本的な方針を示すものです。

市街化調整区域における産業用地の新たな開発は、都市の将来像の実現に影響があることから、都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープランに示す土地利用の方針との調和を保つことが必要となります。

次に、「(2) 立地適正化計画との整合が図られること」。

ここで、「立地適正化計画」とは、都市再生特別措置法により都市計画区域が指定されている市町村において、居住誘導区域と都市機能誘導区域、防災指針を定め、持続可能な都市構造への転換を推進する制度です。

立地適正化計画は、市町村マスタープランとしての性格を持つことから、新たな開発については、居住や都市機能の誘導を図る上で支障とならないことなど、立地適正化計画との整合が図られることとします。

「(3) 周辺の市街化を促進するおそれがないこと」、「(4) 開発後は市街化区域へ編入することを原則とすること」。

これは、地域未来法を活用し開発する区域においては、産業用地の開発、工場等の立地により、将来的に都市的土地利用が図られることが想定されることから、このような考え方を示すこととします。

続いて、「(5) 市街化調整区域の性格を踏まえた用途とすること」、「(6) 地区計画を定めること」。

ここで、「地区計画」とは、それぞれの地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図ることを目的として、きめ細やかなルールを一体的に定める、地区レベルの都市計画です。地区計画を定めることで、将来に向けての計画的な開発を担保することとします。

次は、市街化調整区域における農村産業法に関する事項です。

「(1) 原則として「産業導入地区」の区域を設定しないこと」。

ここからは、非線引き都市計画区域の白地地域に関する事項になります。

地域未来法、農村産業法関係の共通事項として、「(1) 用途地域内を優先すること」、続いて「(2) 都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープランとの整合が図られること」、「(3) 立地適正化計画との整合が図られること」、「(4) 用途地域や地区計画を定めること」。

ここで、「用途地域」とは、建築できる建物の用途や建蔽率等を制限することで適切に土地利用の誘導を図るものです。用途地域を定めることで、非線引き都市計画区域において、将来に向けた計画的な開発を担保することとします。

以上の「基本的な考え方」を市町村へ示すこととします。

最後に、「4. 今後の予定」について御説明します。

今回の「基本的な考え方」につきましては、市街化調整区域における今後の開発の検討に当たり影響が大きいものと考えられることから、線引き都市計画区域を有する6市町に対して、昨年11月に今回の県の考え方について、事前説明を行いました。6市町からは県の考え方について、特に異論などはございませんでした。

また、現在、県庁内の商工担当部局、農政担当部局へも意見照会をしております。今後は、2月中に市町村へ意見照会いたします。

市町村への意見照会の結果、考え方に大きな変更がなければ、今回報告させていただいた内容にて確定し、市町村へ通知させていただきたいと思っております。

なお、市町村への通知に当たっては、会長に市町村などへの意見照会の結果を報告させていただいた上で、行わせていただきたいと思います。

以上で、「地域未来法等を活用した開発における都市計画の基本的な考え方(案)」の説明を終わります。

御意見のほど、よろしく願いいたします。

会長

はい、ありがとうございました。

説明に書いてありましたが、今回特段県として何か新しいことを決めるというよりも、元々いろいろな法律に書いてあったことを整理して、分かりやすくしたということではよろしいでしょうか。

事務局

はい、そのとおりでございます。

会長

ありがとうございました。

それでは、オンラインで参加の方も含めまして、質問、意見がありましたらお願いいたします。

委員

1点だけ確認させていただきたいんですけど、この「基本的な考え方」は、主に線引きの市街化調整区域の部分について言及しているものだと思うんですが、「基本的な考え方」の策定を受けまして、開発審査会の基準（新潟県開発審査会付議基準）の中で、この「基本的な考え方」がどのように反映されるのか教えていただきたいんですけども。

事務局

まず、開発審査会につきましては、開発審査会の付議基準等の基準を既に改定済みでございますので、それについては、県のホームページの方に掲載しております。

地域未来法に関して、今言った配慮施設について、開発審査会の方にかけることとなります。

委員

かけることになると思うんですけど、そのかけた案件というのが、この「都市計画の基本的な考え方」に適合する施設であるかというところが、あるかないかで大分違うような気がするんです。

事務局

基本的には今回、きちんと考え方を示させていただきますので、それに基づいて開発審査会で御審議いただく形になります。開発審査会の方に付議する形にさせていただきますので、審査会の中で審議していただくこととなります。

委員

付議する条件として、この都市計画の考え方に適合するということが条件になっているということでしょうか。

事務局

条件自体にはなっていないんですけれども。

事務局

開発審査会への付議基準として、明確に基準に文言として書いてあるわけではございませんけれども、今回配慮対象施設として開発許可を受けようというものは、付議できることとなりますので、その中でちゃんと今回の基本的な考え方に照らして、都市計画と方向性が合ってるか審議いただいて、そこで判断をしていただくと。

基準自体に言葉として書いてあるかということ、今時点ではそういうものではございません。

委員

わかりました。審査会の委員の皆様が、そういう「基本的な考え方」があるということを確認していただいた上で、審議いただけるような環境にしていただければよいのかなと思います。

事務局

はい、承知いたしました。

会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。オンラインの方は大丈夫でしょうか。

ないようでしたら、意見照会第1号は「異存なし」としたいと思います。

なお、事務局は、今後行う市町村への意見照会の結果等を踏まえて、取組を進めていただければと思います。

最後に、報告第1号について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局

それでは、本日の報告第1号議題であります「広域都市計画マスタープランの改定」について御説明いたします。

参考資料の資料 2-1 ページとあわせて御覧ください。

今回の報告は、本県が定めている広域都市計画マスタープランの改定に着手することを御報告するものです。

報告の内容としまして、「広域都市計画マスタープラン」、いわゆる「広域マス」の改定の必要性と、都市計画の変更に向けた今後の改定の進め方について御説明いたします。

本日の説明の流れとしまして、広域マスの概要を説明した後、改定の必要性、進め方の順に御説明いたします。

それでは、「1 広域マスの概要」について説明いたします。

初めに、現行の広域マスの策定に至る経緯について御説明いたします。

本県では、平成 16 年に全ての都市計画区域において、「都市計画区域マスタープラン」、いわゆる「区域マス」を策定しました。

その後、当時の社会情勢の変化への対応が求められるとともに、「都市計画運用指針」において、複数の都市計画区域にわたる広域的なマスタープランの必要性が盛り込まれたことを踏まえ、県では、市町村合併の進展や生活圏の広域化に対処するため、より広域的なまちづくりの方針を定める広域マスの策定に着手いたしました。

広域マスの策定に当たり、初めに広域マスを作成する上での基本的な考え方を示すものとして、「広域マス策定基本方針」を平成 26 年に策定しました。

策定基本方針では、「県と市町村の役割分担の明確化」、「計画の対象範囲の広域化」、「変化する課題への対応」といった方向性を示すとともに、「人口減少」、「高齢化」、「環境保全」、「防災」を重要課題として位置付け、これに対する都市計画上の基本的な方針を示しております。

なお、策定基本方針の策定に当たっては、有識者によるアドバイザー会議から御意見をいただくとともに、市町村や県の関係部局と調整を図りながら策定いたしました。その後、この策定基本方針を基に、平成 29 年に現在の広域マスを策定し、これまで運用をしてきたところです。

こちらは、都市計画の体系における広域都市計画マスタープランの位置付けになります。

上位計画には、「新潟県総合計画」のほか、新潟県の都市づくりの基本理念をまとめた「21 世紀新潟県都市政策ビジョン」、「新潟県土地利用計画」があります。

これらの上位計画に基づいて定める「都市計画マスタープラン」には、県が定める、区域マスを含む広域マスと、市町村が定める「市町村都市計画マスタープラン」があります。都市計画法において、市町村都市計画マスタープランは、区域マスに即して定めるものとされております。

また、土地利用、都市施設、市街地開発事業などの個別の都市計画は、これらの都市計画マスタープランに即して定めるものとされています。

広域マスの構成について御説明いたします。

広域マスは、「圏域計画」と、その圏域に含まれる各都市計画区域の区域マスにより構成されております。

圏域計画は、県が任意に定める計画であり、圏域共通の目標や将来像の実現に向けた広域的な都市づくりの方針を示すものです。都市計画区域内だけでなく、県土全域を対象とし、県内を7圏域に分け、圏域ごとに策定しています。

区域マスは、都市計画法に規定する法定計画であり、圏域計画を踏まえ、都市計画区域における都市計画の基本的な方針を示すものです。都市計画区域内を対象とし、都市計画区域ごとに策定しています。

このように、圏域計画と、その圏域に含まれる区域マスをまとめて、広域都市計画マスタープラン、いわゆる広域マスと称しております。

こちらは、広域マスの圏域図になります。

圏域は、通勤・通学、通院、買い物などの社会動態や、消防、救急医療などの広域行政の範囲を考慮し、都市計画区域外を含めた県土全域を7つの圏域に設定しています。

こちらは、各広域マスに含まれる圏域計画と区域マスの内訳になります。

表の上から2段目の新潟圏域を例にしますと、新潟圏域の広域マスは、「新潟圏域計画」と、新潟、五泉、阿賀野、胎内、津川の5つの区域マスで構成されております。

続いて、「2 広域マス改定の必要性」について御説明いたします。

初めに、今回広域マスを改定する背景について御説明いたします。

改定の背景は、大きく分けて3つあります。

1つ目は、広域マスが平成29年の策定からおおむね10年を迎えることから、新たな目標年次を見据えた都市計画の方針を示す必要が生じております。

2つ目は、広域マス策定以降の社会情勢の変化に対し、都市計画に係る変化を捉え、適時・適切に対応する必要が生じております。

3つ目は、新潟県総合計画をはじめ、都市計画に関連する各種計画が策定又は改定されていることから、これらに示された新たな視点を広域マスに適切に反映していく必要があります。

次に、この3つの背景に対する改定のポイントについて御説明いたします。

1つ目の「新たな目標年次を見据えた都市計画の方針の策定」については、現在の広域マスにおいて令和12年を目標年次としているところ、新たな目標年次とする令和22年を見据えた都市計画の方針を示したいと考えております。

2つ目の「社会情勢の変化を捉え、適時・適切に対応」することについては、人口減少の深刻化や都市機能の維持・確保、激甚化・頻発化する自然災害への対応など、近年顕在化している社会情勢の変化を整理し、都市計画として適切に対応していくこととします。

3つ目の「新たな新潟県総合計画などの関連計画の視点を反映」することについては、令和7年3月に改定された新潟県総合計画をはじめ、都市計画に関連する各種計画に示された新たな視点を踏まえ、都市計画の方針を示す上で適切に反映することとします。

改定の方向性としましては、社会情勢の変化を捉え、適時・適切に対応する上で、新たな新潟県総合計画などの関連計画の視点から、主に3つを改定の方向性の案と考えております。

1つ目は、「人口減少の深刻化に対応した持続可能な都市づくり」です。

広域的な視点から、都市の再構築による生活サービスや公共交通の維持・確保について方向性を示したいと考えております。また、人口減少下においても、質の高い生活空間を形成するため、自然環境などの整備・保全と環境負荷の低減に向けた方向性を示したいと考えております。

2つ目は、「広域的な視点からの激甚化・頻発化する自然災害への対応」です。

自然災害に対する総合的かつ多面的な対策の推進について、都市計画としての方向性を示したいと考えております。

3つ目は、「広域的な視点からの多様化する土地利用ニーズへの対応」です。

産業集積やリゾート開発、再生可能エネルギー施設などに対する適切な土地利用コントロールについて、方向性を示したいと考えております。

なお、これらの方向性を踏まえ、今回の見直しに関連する主要分野を、土地利用、景観、都市防災、環境として捉えております。

続いて、「3 広域マス改定の進め方」について御説明いたします。

初めに、改定の進め方の流れについて御説明します。

新たな目標年次の設定、社会情勢の変化、関連計画の反映といった改定の背景を踏まえ、令和7年度、今年度から広域マスの改定に着手いたします。

改定に当たり、まず「広域マス見直し基本方針」を策定することとします。

見直し基本方針においては、平成26年に策定した広域マス策定基本方針に引き続き、人口減少、高齢化、防災、環境保全を重要課題と捉え、今回の改定の背景を踏まえた見直しの方向性を示すとともに、新たな観点を踏まえ、都市計画としての基本的な方針を示すことといたします。

なお、この見直し基本方針の策定に当たっては、学識者からなるアドバイザー会議を設置し、アドバイザーに意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。また、市町村や県の関係部局とも丁寧に調整を図りながら、検討を進めてまいります。

見直し基本方針を策定した後は、この基本方針に基づき広域マスの改定作業に着手いたします。具体的には、7つの圏域計画及び県内24の都市計画区域における区域マスを対象として改定を行います。なお、広域マスは、都市計画法による都市計画の変更手続きを経て改定することとします。

次に、アドバイザー会議について御説明いたします。

アドバイザー会議は、見直し基本方針の策定に当たり、都市計画などの専門的な視点から、アドバイザーから幅広く御助言をいただくことを目的とします。

県では、いただいた御意見を踏まえながら、「見直し基本方針（案）」、「広域マスの改定（案）」を作成し、本審議会への意見照会及び付議を経て、改定を進めてまいります。

アドバイザー会議の設置期間は、今回の広域マスの改定に係る都市計画の変更手続きが終了するまでとします。また、アドバイザー会議設置要綱を設け、その施行日は、本日令和8年1月29日といたします。

続いて、アドバイザー会議に御参加いただき、アドバイザーの選任案について御説明いたします。

アドバイザーにつきましても、基本的に、本審議会の学識者委員のうち、今回の見直しの主要な専門分野に関連した委員に御就任いただきたいと思いますと考えております。

具体的には、景観分野として岡崎会長に、環境分野として小瀬委員に、土地利用分野として松川委員に御就任いただきたいと思いますと考えております。

なお、本審議会の学識者委員の専門分野に該当しない、都市防災の分野につきましては、長岡造形大学にて都市防災を専門に研究されておられます、福本墨准教授に御就任いただきたいと思いますと考えております。

最後に、広域マス改定までのスケジュールについて御説明いたします。

初めに、見直し基本方針の策定に向けたスケジュールについてです。

本日、本審議会において、広域マス改定作業の着手について御報告した後、市町村や県関係部局と下協議を行うとともに、適宜、アドバイザーから御助言をいただきながら、「見直し基本方針（案）」を作成いたします。

「見直し基本方針（案）」は、関係機関への意見照会、本都市計画審議会への意見照会を経て、「見直し基本方針」として策定する予定としております。

次に、「見直し基本方針」の策定後は、この基本方針に基づき、広域マスの改定作業に着手いたします。具体的には、7つの圏域計画及び県内24の区域マスについて素案の作成を進めてまいります。

素案を作成した後は、本審議会に内容を御報告した上で、委員の意見を踏まえながら都市計画の変更手続きを実施し、本審議会への付議、国土交通大臣との同意協議を経て、広域マスの改定を行う予定としております。

以上、「広域都市計画マスタープランの改定」について御報告させていただきました。

会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、オンラインの参加の方も含めまして、質問、意見等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。特にないようでしたら、報告第1号は終わりにいたします。

事務局は、後日開催されるアドバイザー会議を通じて、今後の取組を進めていただければと思います。

なお、本日の報告案件について、もし後日、各委員においてお気づきの点等がありましたら、個別に事務局にお知らせいただければと思います。

以上で本日の議事は終了いたします。

事務局にお返ししますので、連絡事項等がありましたらお願いします。

事務局

- ・ 次回開催について、令和 8 年 6 月を予定しているが、付議案件がない場合は
9 月以降の開催を予定
 - ・ 閉会
- (閉会 午後 3 時)